

ハイライト:

- ・設備投資に係る税制改正の内容を取り上げます!
- ・退職日によって社会保険料の負担関係が変わります!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成29年度税制改正 ～中小企業向け投資促進 税制の拡充・改正～	1
資格喪失等と社会保険料 について	2

次第に寒さも増し、年末のせわしなさを感じる時期となりました。体調管理にはお気をつけください。
今号は、平成29年税制改正から設備投資に関する改正内容、そして資格喪失と社会保険料との関係を取り上げてみました。
内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

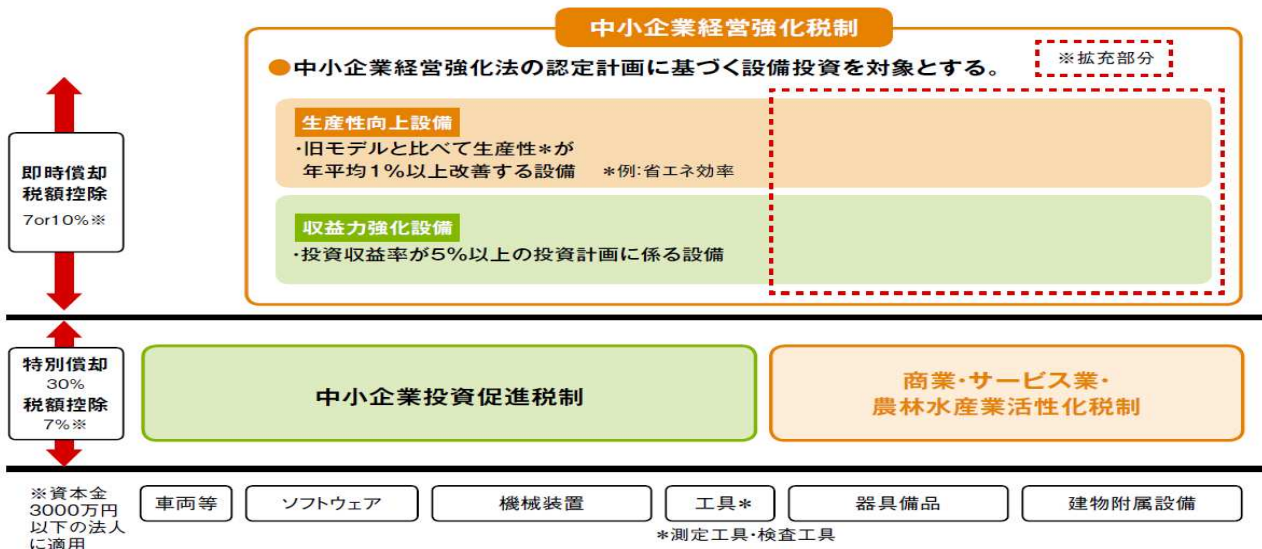


公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成29年度税制改正～中小企業向け投資促進税制の拡充・改正～

平成29年度税制改正では、従来の生産性向上設備投資促進税制が2017年3月31日の期限で終了し、同制度の中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組した**中小企業経営強化税制**が創設されました。図1のとおり、すべての器具備品及び建物附属設備も対象となり適用対象設備が拡大されました。2017年4月1日から2019年3月31日までに取得し事業供用した設備に適用されますが、**利用するには原則としてあらかじめ設備取得の前に、当該取得予定の設備を記入した経営力向上計画の申請及び認定が必要**です。また計画申請の際には、工業会等の証明書等の写しを添付することになっています。

< 図1 >



一方、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、2019年3月31日まで適用期限が2年延長されました。ただし、中小企業投資促進税制の対象資産から器具備品が除外されています。また、この両制度は前頁の中小企業経営強化税制とは異なり、事前の経営計画申請や認定は不要となっており、対象資産の要件を満たせば利用可能です。従って、中小企業経営強化税制よりは利用しやすい制度といえます。

設備投資の予定がある場合は、活用をご検討ください。

【各税制の主な内容】

税制名	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
税制措置 (選択適用) (注1)	即時償却(100%) 税額控除 取得価額の7% 税額控除 取得価額の10% (注2)	特別償却(30%) 税額控除 取得価額の7% (注2)	特別償却(30%) 税額控除 取得価額の7% (注2)
対象資産と最低取得価額	車両等	車両総重量3.5トン以上	
	ソフトウェア	1の取得価額が70万円以上	同左
	機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上	同左
	工具 (注3)	1台又は1基の取得価額が30万円以上	1台又は1基の取得価額が120万円以上
	器具備品		1台又は1基の取得価額が30万円以上
	建物附属設備	1の取得価額が60万円以上	

(注1) 税額控除の上限は上記3つの制度をあわせ、法人税額の20%となります。

(注2) 資本金3,000万円以下の法人に適用されます。(注3) 測定工具、検査工具

ホームページもご覧ください。
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



資格喪失等と社会保険料について

退職等の事由により社会保険の資格を喪失した場合、その資格喪失年月日によって社会保険料を納めるか否かが異なります。

例1: 12月支給の賞与は受給し、12月28日に退職した人の場合
 > **保険料は、資格喪失日が属する月の前月分まで納める**必要があります。
 退職した日の翌日が被保険者資格喪失日です。この方の資格喪失日は12月29日となり、12月分の保険料は納める必要はありません。
 12月支給賞与の社会保険料も納める必要はありません。

例2: 6月支給の夏季賞与を受給し、6月30日に退職した場合
 > 資格喪失日は7月1日のため6月分の保険料まで納める必要があります。
 よって6月支給夏季賞与の社会保険料も負担が必要です。

例3: 5月2日生まれの方が65歳になる場合
 > **介護保険料は「満65歳に達したとき」より徴収されなくなります。**
 「満65歳に達したとき」とは、誕生日の前日のことであり、この方の場合5月1日です。5月1日が属する月である5月分より介護保険料の徴収が必要なくなります。ただし65歳以降も引き続き健康保険料の徴収は必要です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。
 平成30年度税制改正の内容は次号で取り上げます。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp